

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第164号
事故等種類	衝突（岩場）
発生日時	平成26年5月6日 10時10分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋漁港 呉市所在の倉橋港鹿島瀬戸防波堤灯台から真方位009° 1.7海里付近 （概位 北緯34°05.9′ 東経132°32.7′）
事故等調査の経過	平成26年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七弘栄丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	135268、宮下汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海） 機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	球状船首部の右舷側に凹損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、倉橋漁港で船台式ドックから出渠後、機関長が主機を始動しようとしたが始動できなかったため、風に圧流され、右舷船首部が造船所の南東方にある岩場に衝突した。 本船は、衝突後、主機が始動できたため、岩場から離れ、造船所の担当者が衝突箇所を調査した結果、球状船首部の右舷側にこぶし大の凹損が生じていたものの、運航に支障となる損傷ではなかったため、修理せずに運航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	本船は、出渠時、海上が平穏であったため、引船を付けていなかった。 本船は、平成10年7月に進水したが、約6年前から冷態時に主機が始動しにくくなっていた。 主機の整備は、法定検査時に造船所で行うか、不具合が生じた時に整備業者に依頼して行っており、日常的には行っておらず、本事故前では、平成24年4月の法定検査時に実施していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、倉橋漁港で船台式ドックから出渠後、主機が始動できず、風力3の北西風に圧流されたことから、造船所の南東方にある岩場に衝突したものと考えられる。</p> <p>主機は、平成10年7月から継続して使用され、法定検査時及び不具合が生じた時にしか整備されていなかったことから、冷態時の始動に不具合が生じていた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、倉橋漁港で船台式ドックから出渠後、主機が始動できず、風力3の北西風に圧流されたため、造船所の南東方にある岩場に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船台式ドックから出渠する際には、引船を付けること。 ・ 主機は、法定検査時以外にも定期的に燃料噴射弁の整備及び噴射時期の調整等を行うこと。